

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱の一部
を改正する要綱について

1 提案の理由

新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱の失効する期限を延長するため提案する。

2 要綱の概要

- (1) この要綱の失効する期限を令和6年3月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- (2) この要綱は、令和5年2月24日から施行することとした。

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱の一部
を改正する要綱

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱（令和4年2月22日施行）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱の一部
を改正する要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年3月25日規則第7号）（以下、「規則」という。）第5条の規定に基づき、茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(書面会議)

第2条 やむを得ない理由により、規則第3条に規定する会議を開催できず、協議会の運営に支障をきたすと会長が認めたときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

2 会長は、書面会議の実施にあたり、次の各号に掲げる資料を委員に送付しなければならない。

(1) 議事の内容を明らかにした議案書

(2) 議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書

(3) その他書面会議の実施に必要な資料

3 会長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付にあたり、それを通知しなければならない。

4 書面会議は、前項の期限までに、委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。

5 会長は、書面会議の結果を委員に報告する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。